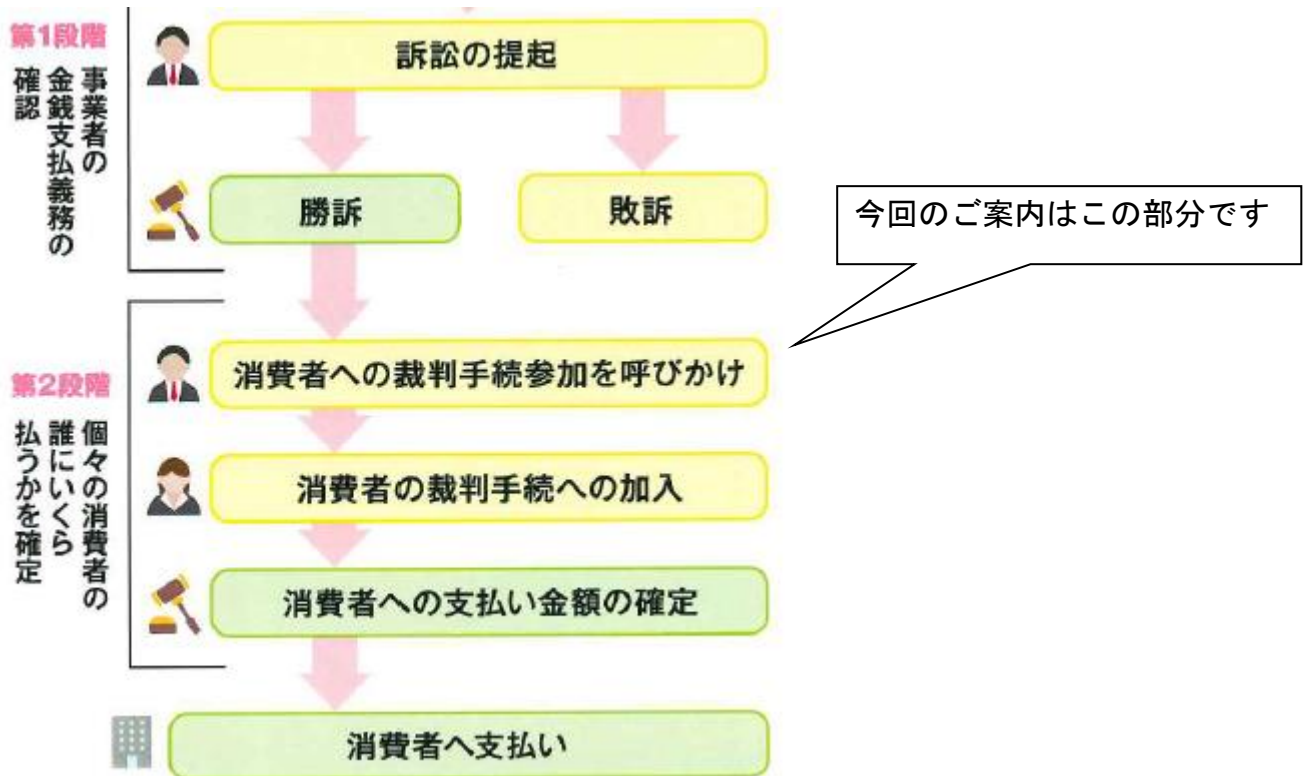


説明資料 2 被害回復裁判手続の概要について



1. 個人の被害を回復（返金される）できる制度です

通常の訴訟では被害者自身が訴えを提起し、一から審理を始めなければならず、少額の被害の消費者にとっては費用負担や労力、専門的な知識を要することからハードルが高い手続となっています。これに対して、消費者裁判手続特例法による被害回復裁判手続は、まず国の認定を受けた消費者団体（特定適格消費者団体）が裁判をおこし（1段階目）、裁判で事業者を支払義務があることが認められた後に、被害を受けた消費者に参加してもらうという（2段階目）、2段階の裁判です。

このように、被害者は事業者を支払義務が認められた後に参加していただく手続となっており、参加者は、必要な書類を特定適格消費者団体に提出するだけで、裁判に出席する必要はありません。

被害回復裁判手続は、通常の裁判よりも少ない負担で支払が受けられる手続となっています。

2. 特定適格消費者団体とは

被害回復裁判手続ができるのは、国が認定した特定適格消費者団体のみです。認定の要件は不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的として、相当期間にわたり継続して適正に行っている NPO 法人等であること等であり、国が審査して認定しています。現在、全国で 3 団体が認定され、消費者庁の監督のもと、活動しています。

全国の特定適格消費者団体の概要はこちらをご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/list_of_specified/